

奈良県告示第二百十三号

母体保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和元年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
六一八	桜井市大字忍阪四七四―一	深井美佳